

令和 5 年度食産業の戦略的海外展開支援事業 (米国の農業政策・制度の動向分析委託事業)

報告書

令和 6 年 3 月



目次

1 令和5年度事業の調査内容	4
1.1 調査の目的・背景	4
1.2 調査内容	4
1.3 調査実施体制	6
1.4 報告書の構成	7
2 米国の農業政策関連法律やプログラムについて	8
3 2018年農業法	10
3.1 農業法プログラム全体の概要	10
3.2 農産物プログラム	15
3.2.1 農業リスク補償(ARC)／価格損失補償(PLC)	15
3.2.2 販売支援融資(MAL)	30
3.2.3 酪農利幅補償プログラム(DMC)	38
3.3 保全プログラム	46
3.4 貿易プログラム	53
3.5 栄養プログラム	59
3.6 信用プログラム	63
3.7 作物保険プログラム	71
4 次期農業法の審議	78
4.1 期限内に成立しなかった理由と背景	78
4.2 延長措置について	80
4.2.1 大統領署名による1年間の延長	80
4.2.2 延長なく失効した場合の各プログラムへの影響	81
4.3 成立に至るまでの今後の流れ	82
4.3.1 通常の農業法案成立プロセス	82
4.3.2 次期農業法の成立に向けた2024年9月30日期限までのシナリオ	83
4.4 今後の農業法予算の見通し	87
5 その他の農業関連政策やプログラム	89
5.1 インフレ抑制法	89
5.2 気候スマートな農産品パートナーシップ	91
5.3 緊急救済プログラム	99
5.4 生産者のためのパンデミック支援イニシアチブ	102
5.4.1 プログラムの概要	102
5.4.2 すでに申請が終了したプログラム	102
5.4.3 継続されているイニシアチブ	106
6 輸出力向上のための施策	107
6.1 IPEFなどにおけるイニシアチブ	107
6.2 通商交渉の現状	112
6.2.1 日本	115
6.2.2 英国・EU	117
6.2.3 中国	120

6.2.4 中南米・USMCA.....	122
6.2.5 WTO.....	125
7 ウクライナ問題による米国農業への影響.....	126
8 バイオテクノロジーの活用(ゲノム編集技術など).....	136
9 地球温暖化に関するデータ.....	141
10 関連資料.....	147
10.1 米国農業法等による主な支出額の推移.....	147
10.2 米国農業政策の主な直接支払い.....	150
10.2.1 WTO 通報とは.....	150
10.2.2 各項目の色分けと計算方法.....	151
11 報告書中のグラフのデータ.....	154
11.1 作物保険プログラム.....	154
11.2 通商交渉の現状.....	157
11.3 バイオテクノロジーの活用.....	158
12 用語集.....	159
13 参考 URL.....	167
14 ヒアリング対象機関・団体.....	168

1 令和 5 年度事業の調査内容

1.1 調査の目的・背景

本調査の目的は、米国の農業政策・制度の動向について調査・分析を行うことである。米国は日本の農産物輸入額の約 4 分の 1 (輸入元国世界第 1 位) を占めており、日本から見て米国は極めて密接な関係にあるといえる。そのため、日本の農業関係者は米国の農業政策の動向に強い関心を持っている。

米国の農業政策は概ね 5 年ごとに改定される農業法に基づいて実施されているが、現行の 2018 年農業法 (Agriculture Improvement Act of 2018) は、2023 年 9 月末 (後述するが、実際には 2024 年 9 月 30 日まで延長された) が期限であるため、次期農業法に関する審議過程や成立時期について注視していくことは肝要である。2022 年 8 月に成立したインフレ抑制法は、農業部門における気候変動対策に関して、約 1 兆円の予算措置を盛り込んだ。この法律の影響を受けて、次期農業法の保全プログラムや農業環境政策の内容が変更される可能性がある。そのため、米国の農業政策の動向について、今後も情報の収集・分析を継続することが重要であるといえる。

1.2 調査内容

1	米国農業法及び主要な農業関連政策について
米国農業法及び農業関連政策の実施状況	
- 食料生産力向上のための施策として、ARC/PLC/価格支持融資、信用保証/融資、保険 - 輸出力向上のための施策として、輸出促進関連政策 (USDA/ATO (米国農務省農産物貿易事務所) の輸出戦略)、及び通商交渉 (対日、EU、英、中国、中南米、USMCA、WTO など) の現状 - インフレ抑制法による追加予算を踏まえた保全プログラムの拡充内容、同プログラムが地球温暖化対策へ寄与したことを示すデータ、及び IPEF などの新たなイニシアチブも踏まえた農業政策、環境政策の検討、実施状況 - 気候スマートな農産品パートナーシップ (Partnerships for Climate-Smart Commodities)、ゲノム編集技術をはじめとするバイオテクノロジーの活用など、生産性の向上と持続可能な農業の実現に向けた政策の検討、実施状況	
次期農業法の検討状況	
- 成立プロセスと実際の審議状況 - 次期農業法をめぐる論点	
2	ウクライナ問題による米国農業への影響
2022 年 2 月下旬、ロシアがウクライナに侵攻したことで、「ヨーロッパの穀倉地帯」といわ	

れるウクライナの穀物輸出が停滞し、穀物需給に影響が生じた。また西側諸国がロシアに経済制裁を課したことによりロシアからの肥料の供給が停滞し、世界の肥料価格に影響が生じた。これらの要因がもたらした米国農業への影響及び政策対応などを調査した。	
3	その他、発注者が別途指定する北米の農業事情・政策・制度に関するアドホックな調査

1.3 調査実施体制

調査を実施するにあたり、米国農業政策について、及び農業に関連する高度な専門性を有する有識者による検討委員会を設立し、合計3回の検討会を開催した。また、オンラインにより米国の政府関係機関や農業団体などに対してヒアリングを実施した。検討委員会での有識者の議論や調査結果をもとに、株式会社アットグローバルが報告書の執筆を担当した。

検討委員会委員は以下のとおりである。

「令和5年度食産業の戦略的海外展開支援事業(米国の農業政策・制度の動向分析委託事業)」に関する検討委員会委員

- ・岩田 伸人(青山学院大学地球社会共生学部 名誉教授)
- ・平澤 明彦(株式会社農林中金総合研究所 理事研究員)
- ・荘林 幹太郎(総合地球環境学研究所 研究部 特任教授)

オンラインヒアリングの日付及び対象者は以下のとおりである。なお、アメリカ大豆協会からはメールで回答を得た。

日時(現地時間)	ヒアリング対象機関・団体
2023 年 10 月 27 日	国際食糧政策研究所 (International Food Policy Research Institute: IFPRI)
2023 年 11 月 1 日	ファーム・ビューロー (American Farm Bureau Federation: AFBF)
2023 年 11 月 4 日	全米生乳生産者連盟 (National Milk Producers Federation: NMPF)
2024 年 1 月 16 日	米国農務省チーフエコノミストオフィス (Office of Chief Economist: USDA、OCE)
2024 年 2 月 3 日	アメリカ大豆協会 (American Soybean Association: ASA)

1.4 報告書の構成

本報告書では、まず 2 章で米国の農業政策関連法律やプログラムの概要を示す。米国の農業政策の主軸となっているのは農業法であり、必要に応じて他の法律やプログラムが追加されている。

3 章では、まず、現時点(2024 年 1 月時点)で有効な 2018 年農業法の各プログラムの詳細を示した。課題や次期農業法をめぐる論点を示した上で、4 章で次期農業法の 2024 年 1 月時点における審議状況について記載した。

5 章では、農業法を補足する形で存在するその他の農業関連政策やプログラムとして、インフレ抑制法やパンデミック支援などについて取り上げた。

さらに、現在米国の農業に関して重要な動きがあると思われる点についてまとめている。6 章では米国の輸出政策を理解するために IPEF などについて、7 章ではウクライナ問題について、8 章ではバイオテクノロジーについて、9 章では地球温暖化について記載した。

本報告書をより使いやすいものにするために、10 章で本報告書に関連する資料の説明、11 章では報告書中のグラフのデータ、12 章では用語集、13 章では本報告書を作成する上で特に有用だった URL を記載した。特に、報告書中には初めて米国の農業政策や制度に関する報告書を読む読者にとって耳慣れない用語が出てくるが、適宜用語集の語句の説明を参照していただきたい。